

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式C第9200号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">長 印</p> <p style="text-align: center;">増担保提供命令通知書</p> <p>あなた（貴社）が平成 年 月 日に関税法第7条の8第1項の規定により提供した担保（引取担保登録番号第 号）について、下記のとおり関税法第7条の8第2項の規定により、増担保の提供を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 命令理由</p> <p>2. 提供すべき担保の額</p> <p>3. 提供すべき期間 平成 年 月 日</p> </div>	<p style="text-align: right;">税関様式C第9200号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">長 印</p> <p style="text-align: center;">増担保提供命令通知書</p> <p>あなた（貴社）が平成 年 月 日に関税法第7条の8第1項の規定により提供した担保（引取担保登録番号第 号）について、下記のとおり関税法第7条の8第2項の規定により、増担保の提供を命じます。 <u>なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して2ヶ月以内に、税関長に対し異議申立てをすることができます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 命令理由</p> <p>2. 提供すべき担保の額</p> <p>3. 提供すべき期間 平成 年 月 日</p> </div>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

税関様式C第9300号

旧

税関様式C第9300号

2 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第2項において準用する場合)

3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合)

年 月 日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿の種類名称及びその年月日(この申請に係る関税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)

区 分	対象となった帳簿の種類名称	届出書の提出 通知書の受理 年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM

5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

2 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第2項において準用する場合)

3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日(新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-8の規定を適用しようとする場合)

年 月 日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿の種類名称及びその年月日(この申請に係る関税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)

区 分	対象となった帳簿の種類名称	届出書の提出 通知書の受理 年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日	電磁的記録・COM

5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新		旧	
C O M に よ る 保 存 に 関 する 措 置	(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置(第4条第1項第1号関係) <input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 [] <input type="checkbox"/> ①保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。	C O M に よ る 保 存 に 関 する 措 置	(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置(第4条第1項第1号関係) <input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 [] <input type="checkbox"/> ①保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。
	(7) COMの索引簿の備付けに関する措置(第4条第1項第2号関係) <input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []		(7) COMの索引簿の備付けに関する措置(第4条第1項第2号関係) <input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	(8) COMの索引の出力に関する措置(第4条第1項第3号関係) <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。		(8) COMの索引の出力に関する措置(第4条第1項第3号関係) <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置(第4条第1項第4号関係) <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []		(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置(第4条第1項第4号関係) <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置(第4条第1項第5号関係) <input type="checkbox"/> 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []		(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置(第4条第1項第5号関係) <input type="checkbox"/> 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 []
8 その他参考となる事項		8 その他参考となる事項	
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の実績 (1) 第4条第1項又は第5条第1項の承認の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (2) 承認を受けている場合は、 ① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日 ② 承認を受けた主な帳簿の種類名称 [] ③ 承認した所轄税務署長等 [] (3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無 <input type="checkbox"/> 有(取り消された日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の実績 (1) 第4条第1項又は第5条第1項の承認の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (2) 承認を受けている場合は、 ① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日 ② 承認を受けた主な帳簿の種類名称 [] ③ 承認した所轄税務署長等 [] (3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無 <input type="checkbox"/> 有(取り消された日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	
添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
(4/4)		(4/4)	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																
<p>税関様式C第9310号</p> <p>関税関係書類の電磁的記録等による<u>保存</u>の承認申請書 書類</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿</p> <p>(所轄外税関長)</p> <p style="text-align: right;">税関長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 輸出入者符号 代表者氏名 (法人の場合)</p> <p>関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国 税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第2項・第5条第2項の承認を受けたいので、 申請します。</p>	<p>税関様式C第9310号</p> <p>関税関係書類の電磁的記録等による<u>保存等</u>の承認申請書 書類</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿</p> <p>(所轄外税関長)</p> <p style="text-align: right;">税関長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 輸出入者符号 代表者氏名 (法人の場合)</p> <p>関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国 税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第2項・第5条第2項の承認を受けたいので、 申請します。</p>																																																
<p>1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">書類の種類名称</th> <th style="width:25%;">書類の保存に代える日</th> <th style="width:25%;">保存方法</th> <th style="width:25%;">保 存 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(1/4)</p>	書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保 存 場 所		年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M		<p>1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">書類の種類名称</th> <th style="width:25%;">書類の保存に代える日</th> <th style="width:25%;">保存方法</th> <th style="width:25%;">保 存 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(1/4)</p>	書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保 存 場 所		年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M	
書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保 存 場 所																																														
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保 存 場 所																																														
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																																															

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）

3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）

年 月 日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区 分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM

5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用するプログラムの概要

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）

3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-8の規定を適用しようとする場合）

年 月 日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区 分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM

5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要

区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	

6 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用するプログラムの概要

区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新		旧	
COMによる保存に固有の措置	(6) COMの索引の出力に関する措置 (第4条第1項第3号関係) <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。	COMによる保存に固有の措置	(6) COMの索引の出力に関する措置 (第4条第1項第3号関係) <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置 (第4条第1項第4号関係) <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []		(7) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置 (第4条第1項第4号関係) <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第4条第1項第5号関係) <input type="checkbox"/> 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []		(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第4条第1項第5号関係) <input type="checkbox"/> 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 []
8 その他参考となる事項		8 その他参考となる事項	
国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の実績		国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の実績	
(1) 第4条第2項又は第5条第2項の承認の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(1) 第4条第2項又は第5条第2項の承認の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(2) 承認を受けている場合は、 ① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日 ② 承認を受けた主な書類の種類名称 []		(2) 承認を受けている場合は、 ① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日 ② 承認を受けた主な書類の種類名称 []	
③ 承認した所轄税務署長等 []		③ 承認した所轄税務署長等 []	
(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無 <input type="checkbox"/> 有 (取り消された日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無 <input type="checkbox"/> 有 (取り消された日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	
添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
(4/4)		(4/4)	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																	
<p style="text-align: right;">税関様式C第9315号</p> <p style="text-align: center;">関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書 スキャナ</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿</p> <p>(所轄外税関長)</p> <p style="text-align: center;">税関長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏名又は名称 ① 電 話 番 号 輸出入者符号 代表者氏名 (法人の場合)</p> <p>関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国 税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けたいので、申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="7">1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等</th> </tr> <tr> <th>書類の種類名称</th> <th>ファイル形式</th> <th>書類の保存に代える日</th> <th>保存場所</th> <th>入力方式</th> <th>法第4条第1項 法第5条第1項 の帳簿備付</th> <th>関連帳簿</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>業務 <input type="checkbox"/>速やか</td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>業務 <input type="checkbox"/>速やか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>業務 <input type="checkbox"/>速やか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>業務 <input type="checkbox"/>速やか</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>業務 <input type="checkbox"/>速やか</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等							書類の種類名称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第4条第1項 法第5条第1項 の帳簿備付	関連帳簿			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか	有・無				年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか					年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか					年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか					年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか			<p>(新設)</p>
1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等																																																		
書類の種類名称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第4条第1項 法第5条第1項 の帳簿備付	関連帳簿																																												
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか	有・無																																													
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか																																														
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか																																														
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか																																														
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか																																														

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																				
<p>2 所轄外税関長を経由して提出する理由（法第94条第2項において準用する場合）</p> <p>3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:40%;">対象となった書類の種類名称</th> <th style="width:15%;">届出書の提出 通知書の受理</th> <th style="width:35%;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取りやめ届出 取消し通知</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>取りやめ届出 取消し通知</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>取りやめ届出 取消し通知</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">メーカー名</th> <th style="width:10%;">機 種 名</th> <th style="width:5%;">合 数</th> <th style="width:10%;">運用形態</th> <th style="width:55%;">設 置 場 所 <small>（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンピュータ・プリンタ （ ）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">台</td> <td>自己・委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ・プリンタ （ ）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">台</td> <td>自己・委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ・プリンタ （ ）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">台</td> <td>自己・委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ・プリンタ （ ）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">台</td> <td>自己・委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピュータ・プリンタ （ ）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">台</td> <td>自己・委託</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年 月 日	取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	区 分	メーカー名	機 種 名	合 数	運用形態	設 置 場 所 <small>（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）</small>	コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託		コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託		コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託		コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託		コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託		
区 分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年 月 日																																																		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日																																																		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日																																																		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日																																																		
区 分	メーカー名	機 種 名	合 数	運用形態	設 置 場 所 <small>（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）</small>																																																
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託																																																	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託																																																	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託																																																	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託																																																	
コンピュータ・プリンタ （ ）			台	自己・委託																																																	
(2/4)																																																					

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新				旧			
6 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置							
(1) スキャナの基準 (第3条第4項、第3条第5項第2号イ)							
<input type="checkbox"/> 解像度が1ミリメートル当たり8ドット(200dpi)以上で読み取るものである。 <input type="checkbox"/> 赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。							
(2) 電子署名の付与に関する措置 (第3条第5項第2号ロ)							
認証局の名称		電子署名の種類等					
		<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。					
		<input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。					
(3) タイムスタンプの付与に関する措置 (第3条第5項第2号ロ)							
事業者の名称		タイムスタンプの種類等					
		<input type="checkbox"/> 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。					
		<input type="checkbox"/> 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。					
(4) 関税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置 (第3条第5項第2号ニ)							
<input type="checkbox"/> 関税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することできる。							
(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要 (第3条第5項第2号ホ)							
<input type="checkbox"/> 記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。 <input type="checkbox"/> 記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。							
区分	市販プログラムの場合			市販プログラム以外の場合		備考	
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語			
自己開発・委託開発・市販 ()							
自己開発・委託開発・市販 ()							
(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第3条第5項第3号)							
<input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他())により関税関係書類と関税関係帳簿との関連性を確認することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。							
[]							

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																
<p>(7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(第3条第5項第4号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。</p> <p>(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(第3条第1項第3号、第3条第5項第5号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の書類を備え付ける。</p> <p>(システムの概要を記載した書類)</p> <p><input type="checkbox"/> システム <input type="checkbox"/> スキャナ <input type="checkbox"/> 訂正削除 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> その他 () 全体 装置 管理機能</p> <p>(システムの開発に際して作成した書類)</p> <p><input type="checkbox"/> システム <input type="checkbox"/> スキャナ <input type="checkbox"/> 訂正削除 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> その他 () 全体 装置 管理機能</p> <p>(システムの操作説明書)</p> <p><input type="checkbox"/> システム <input type="checkbox"/> スキャナ <input type="checkbox"/> 訂正削除 <input type="checkbox"/> 検索機能 <input type="checkbox"/> その他 () 全体 装置 管理機能</p> <p>(電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類)</p> <p><input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存 <input type="checkbox"/> その他 () 契約書(<input type="checkbox"/> 電子署名 <input type="checkbox"/> タイムスタンプ)</p> <p>(9) 検索機能の確保に関する措置(第3条第1項第5号、第3条第5項第5号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="text-align: center;">主な書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 数量及び価格 <input type="checkbox"/> 仕出人 <input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 数量及び価格並びに日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二以上の記録事項を組み合わせて条件を設定することができる。</p> <p>7 その他参考となる事項</p> <p>国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の実績</p> <p>(1) 第4条第3項の承認の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>(2) 承認を受けている場合は、</p> <p>① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日</p> <p>② 承認を受けた主な書類の種類名称</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>③ 承認した所轄税務署長等 []</p> <p>(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 有(取り消された日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無</p> <p>(注) 法第4条第3項の承認を受けた国税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">添付書類</td> <td>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類</td> </tr> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類名	<input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 数量及び価格 <input type="checkbox"/> 仕出人 <input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類		2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)		3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	<p style="text-align: center;">旧</p>
検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類名																
<input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 数量及び価格 <input type="checkbox"/> 仕出人 <input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>																	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>																	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>																	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>																	
添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類																
	2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し)																
	3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類																
(4/4)																	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																
税関様式C第9320号 関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 中途 平成 年 月 日 函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿 (所轄外税関長) 税関長 殿 申請者 住 所 氏名又は名称 ① 電話番号 輸出入者符号 代表者氏名(法人の場合)	税関様式C第9320号 承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 中途 平成 年 月 日 函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿 (所轄外税関長) 税関長 殿 申請者 住 所 氏名又は名称 ① 電話番号 輸出入者符号 代表者氏名(法人の場合)																																																
関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国 税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項の承認を受けたいので、申請します。	関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国 税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項の承認を受けたいので、申請します。																																																
1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所	1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">帳簿書類の種類名称</th> <th style="width:30%;">電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)</th> <th style="width:40%;">保 存 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所		年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">帳簿書類の種類名称</th> <th style="width:30%;">電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)</th> <th style="width:40%;">保 存 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日 (年 月 日)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所		年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)			年 月 日 (年 月 日)	
帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所																																															
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所																																															
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
	年 月 日 (年 月 日)																																																
(1/5)	(1/5)																																																

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新						旧					
2 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第2項において準用する場合)						2 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第2項において準用する場合)					
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿書類の種類名称及びその年月日(この申請に係る関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)						3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿書類の種類名称及びその年月日(この申請に係る関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)					
区 分	対象となった帳簿書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法		区 分	対象となった帳簿書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM		取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM		取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM		取りやめ届出 取消し通知		年 月 日		電磁的記録・COM	
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間						4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から()が経過した日以後の期間						① 保存期間のうち保存期間の初日から()が経過した日以後の期間					
② 保存期間全期間						② 保存期間全期間					
5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要						5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運 用 形 態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)	区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運 用 形 態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託		大型汎用機・オフコン・パソコン ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要						6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考	区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語			メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()						自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()						自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()						自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()						自己開発・委託開発・市販 ()					

新	旧																																														
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">関税関係書類の保存等に関する措置</div> <div style="width: 90%;"> <p>(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:50%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width:40%;">左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">帳簿</td> <td><input type="checkbox"/> 品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 価格</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 輸出者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 許可年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 許可書の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">書類</td> <td><input type="checkbox"/> 取引年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p> </div> </div>		検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	帳簿	<input type="checkbox"/> 品名		<input type="checkbox"/> 数量		<input type="checkbox"/> 価格		<input type="checkbox"/> 輸出者名		<input type="checkbox"/> 許可年月日		<input type="checkbox"/> 許可書の番号		書類	<input type="checkbox"/> 取引年月日		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">関税関係書類の保存等に関する措置</div> <div style="width: 90%;"> <p>(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;"></th> <th style="width:50%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width:40%;">左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">帳簿</td> <td><input type="checkbox"/> 品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 価格</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 輸出者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 許可年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 許可書の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">書類</td> <td><input type="checkbox"/> 取引年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p> </div> </div>		検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	帳簿	<input type="checkbox"/> 品名		<input type="checkbox"/> 数量		<input type="checkbox"/> 価格		<input type="checkbox"/> 輸出者名		<input type="checkbox"/> 許可年月日		<input type="checkbox"/> 許可書の番号		書類	<input type="checkbox"/> 取引年月日		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称																																													
帳簿	<input type="checkbox"/> 品名																																														
	<input type="checkbox"/> 数量																																														
	<input type="checkbox"/> 価格																																														
	<input type="checkbox"/> 輸出者名																																														
	<input type="checkbox"/> 許可年月日																																														
	<input type="checkbox"/> 許可書の番号																																														
書類	<input type="checkbox"/> 取引年月日																																														
	<input type="checkbox"/>																																														
	<input type="checkbox"/>																																														
	検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称																																													
帳簿	<input type="checkbox"/> 品名																																														
	<input type="checkbox"/> 数量																																														
	<input type="checkbox"/> 価格																																														
	<input type="checkbox"/> 輸出者名																																														
	<input type="checkbox"/> 許可年月日																																														
	<input type="checkbox"/> 許可書の番号																																														
書類	<input type="checkbox"/> 取引年月日																																														
	<input type="checkbox"/>																																														
	<input type="checkbox"/>																																														
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">関税関係帳簿の保存等・関税関係書類の保存に共通の措置</div> <div style="width: 90%;"> <p>(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p><input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p> <p>(7) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>(8) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p> <p>(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び背面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">関税関係帳簿の保存等・関税関係書類の保存に共通の措置</div> <div style="width: 90%;"> <p>(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p><input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p> <p>(7) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>(8) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p> <p>(9) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び背面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(5)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> </div> </div>																																														
<p>8 その他参考となる事項</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p style="text-align: center;">関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第5条第3項の承認申請の状況等</p> <p style="text-align: center;">[]</p>	<p>8 その他参考となる事項</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p style="text-align: center;">関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第5条第3項の承認申請の状況等</p> <p style="text-align: center;">[]</p>																																														

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																
<p>税関様式C第9330号</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿</p> <p>(所轄外税関長)</p> <p style="text-align: center;">税関長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 輸 入 者 符 号 代表者氏名 (法人の場合)</p> <p>次の関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する関税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。</p>	<p>税関様式C第9330号</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿</p> <p>(所轄外税関長)</p> <p style="text-align: center;">税関長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 輸 入 者 符 号 代表者氏名 (法人の場合)</p> <p>次の関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する関税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。</p>																																
<p>1 所轄外税関長を経由して提出する理由 (法第94条第2項において準用する場合)</p> <p> </p>	<p>1 所轄外税関長を経由して提出する理由 (法第94条第2項において準用する場合)</p> <p> </p>																																
<p>2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">帳簿書類の種類名称</th> <th style="width:15%;">当初の承認を受けた年月日等</th> <th style="width:40%;">保存方法</th> <th style="width:25%;">保存場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/>電磁的記録 <input type="checkbox"/>COM <input type="checkbox"/>スキャナ</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/>電磁的記録 <input type="checkbox"/>COM <input type="checkbox"/>スキャナ</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/>電磁的記録 <input type="checkbox"/>COM <input type="checkbox"/>スキャナ</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ			年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ			年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		<p>2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">帳簿書類の種類名称</th> <th style="width:15%;">当初の承認を受けた年月日等</th> <th style="width:40%;">保存方法</th> <th style="width:25%;">保存場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td><u>電磁的記録</u> C O M</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td><u>電磁的記録</u> C O M</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td><u>電磁的記録</u> C O M</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所		年 月 日	<u>電磁的記録</u> C O M			年 月 日	<u>電磁的記録</u> C O M			年 月 日	<u>電磁的記録</u> C O M	
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所																														
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ																															
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ																															
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ																															
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所																														
	年 月 日	<u>電磁的記録</u> C O M																															
	年 月 日	<u>電磁的記録</u> C O M																															
	年 月 日	<u>電磁的記録</u> C O M																															
<p>3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由</p> <p> </p>	<p>3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由</p> <p> </p>																																
<p>4 その他参考となる事項</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認 (第4条第1項・第5条第1項 (帳簿の場合)又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項 (書類の場合)の承認)を受けている場合の関税における第7条第1項の届出の状況等</p> <p> </p>	<p>4 その他参考となる事項</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認 (第4条第1項・第5条第1項 (帳簿の場合)又は第4条第2項・第5条第2項 (書類の場合)の承認)を受けている場合の関税における第7条第1項の届出の状況等</p> <p> </p>																																

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																
<p>税関様式C第9340号</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿</p> <p>(所轄外税関長)</p> <p style="text-align: right;">税関長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏名又は名称 電話番号 輸出入者符号 代表者氏名(法人の場合)</p> <p>次の事項を変更することとしたので、関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。</p>	<p>税関様式C第9340号</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>函館、東京、横浜、名古屋、大阪 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿</p> <p>(所轄外税関長)</p> <p style="text-align: right;">税関長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏名又は名称 電話番号 輸出入者符号 代表者氏名(法人の場合)</p> <p>次の事項を変更することとしたので、関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。</p>																																
<p>1 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第2項において準用する場合)</p>	<p>1 所轄外税関長を経由して提出する理由(法第94条第2項において準用する場合)</p>																																
<p>2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>帳簿書類の種類名称</th> <th>変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等</th> <th>保存方法</th> <th>保存場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>年 月 日 (年 月 日)</td> <td><input type="checkbox"/>電磁的記録 <input type="checkbox"/>COM <input type="checkbox"/>スキャナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日 (年 月 日)</td> <td><input type="checkbox"/>電磁的記録 <input type="checkbox"/>COM <input type="checkbox"/>スキャナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日 (年 月 日)</td> <td><input type="checkbox"/>電磁的記録 <input type="checkbox"/>COM <input type="checkbox"/>スキャナ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ			年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ			年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		<p>2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>帳簿書類の種類名称</th> <th>当初の承認を受けた年月日等</th> <th>保存方法</th> <th>保存場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>電磁的記録 C O M</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所		年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M			年 月 日	電磁的記録 C O M	
帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所																														
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ																															
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ																															
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ																															
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所																														
	年 月 日	電磁的記録 C O M																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																															
	年 月 日	電磁的記録 C O M																															
<p>3 変更しようとする事項及び変更の内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	変更の内容			<p>3 変更しようとする事項及び変更の内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	変更の内容																										
変更事項	変更の内容																																
変更事項	変更の内容																																
<p>4 その他参考となる事項</p> <p>国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(第4条第1項・第5条第1項(帳簿の場合)又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項(書類の場合)の承認)を受けている場合の国税における第7条第2項の届出の状況等</p>	<p>4 その他参考となる事項</p> <p>国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認(第4条第1項・第5条第1項(帳簿の場合)又は第4条第2項・第5条第2項(書類の場合)の承認)を受けている場合の国税における第7条第2項の届出の状況等</p>																																

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																				
<p>税関様式C第9360号</p> <p>関税関係帳簿・関税関係書類の 電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長 ㊦</p> <p>関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の関税関係帳簿・関税関係書類に係る承認については、下記2の理由により、これを取消したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 取消しの対象</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">取消対象の関税関係帳簿書類</th> <th style="width:30%;">承認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 取消しの理由</p>	取消対象の関税関係帳簿書類	承認年月日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	<p>税関様式C第9360号</p> <p>関税関係帳簿・関税関係書類の 電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長 ㊦</p> <p>関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の関税関係帳簿・関税関係書類に係る承認については、下記2の理由により、これを取消したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 取消しの対象</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">取消対象の関税関係帳簿書類</th> <th style="width:30%;">承認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 取消しの理由</p> <p><u>(注) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</u></p>	取消対象の関税関係帳簿書類	承認年月日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日
取消対象の関税関係帳簿書類	承認年月日																				
	平成 年 月 日																				
	平成 年 月 日																				
	平成 年 月 日																				
	平成 年 月 日																				
取消対象の関税関係帳簿書類	承認年月日																				
	平成 年 月 日																				
	平成 年 月 日																				
	平成 年 月 日																				
	平成 年 月 日																				

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式C第9370号</p> <p style="text-align: center;">関税関係帳簿・関税関係書類の 電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付でされた関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記1の関税関係帳簿・関税関係書類について、下記2の理由により、これを却下したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 却下の対象</p> <p>2 却下の理由</p>	<p style="text-align: right;">税関様式C第9370号</p> <p style="text-align: center;">関税関係帳簿・関税関係書類の 電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">税関長 ㊟</p> <p>平成 年 月 日付でされた関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記1の関税関係帳簿・関税関係書類について、下記2の理由により、これを却下したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 却下の対象</p> <p>2 却下の理由</p> <p><u>(注) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</u></p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧								
<p>税関様式T第1005号 平成 年 月 日</p> <p>担保提供命令通知書</p> <p>殿</p> <p>(税関官署の長) 印</p> <p>不当廉売関税に関する政令第17条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">輸入申告番号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担保金額</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 担保を提供する場合には、この担保提供命令通知書を提示してください。</p>	輸入申告番号		担保金額		<p>税関様式T第1005号 平成 年 月 日</p> <p>担保提供命令通知書</p> <p>殿</p> <p>(税関官署の長) 印</p> <p>不当廉売関税に関する政令第17条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。</p> <p><u>なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して2ヶ月以内に、税関長に対して異議申立てをすることができます。</u></p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">輸入申告番号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担保金額</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 担保を提供する場合には、この担保提供命令通知書を提示してください。</p>	輸入申告番号		担保金額	
輸入申告番号									
担保金額									
輸入申告番号									
担保金額									

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																
<p>税関様式I第1260号 第 号 平成 年 月 日</p> <p>殿 税 関 長 ㊟</p> <p>国産困難等の確認書</p> <p>平成 年 月 日付別添確認申請については、下記物品を除き、平成 年 月 日までに輸入されるものXに限り、の規定により であることを確認する。 なお、下記物品については、とは認められない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">品 名</th> <th style="width:15%;">形 式</th> <th style="width:15%;">数 量</th> <th style="width:15%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 名	形 式	数 量	価 格					<p>税関様式I第1260号 第 号 平成 年 月 日</p> <p>殿 税 関 長 ㊟</p> <p>国産困難等の確認書</p> <p>平成 年 月 日付別添確認申請については、下記物品を除き、平成 年 月 日までに輸入されるものXに限り、の規定により であることを確認する。 なお、下記物品については、とは認められない。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">品 名</th> <th style="width:15%;">形 式</th> <th style="width:15%;">数 量</th> <th style="width:15%;">価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">[不服申立てについて] この処分に対して不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。</p>	品 名	形 式	数 量	価 格				
品 名	形 式	数 量	価 格														
品 名	形 式	数 量	価 格														

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新						旧					
税関様式T第1350号						税関様式T第1350号					
届出番号						届出番号					
外国貨物等亡失届						外国貨物等亡失届					
平成 年 月 日						平成 年 月 日					
税 関 長 殿						税 関 長 殿					
届 出 者						届 出 者					
住 所						住 所					
氏名 (名称及び代表権者の氏名)						氏名 (名称及び代表権者の氏名)					
(署 名) ㊟						(署 名) ㊟					
※ 適用 法令	イ. 関税定率法施行令第38条の規定により準用される同令第11条第1項					※ 適用 法令	イ. 関税定率法施行令第38条の規定により準用される同令第11条第1項				
	ロ. 関税定率法施行令第61条の規定により準用される同令第11条第1項						ロ. 関税定率法施行令第61条の規定により準用される同令第11条第1項				
ハ. 関税暫定措置法施行令第66条第1項						ハ. 関税暫定措置法施行令第26条第1項					
ニ. 関税定率法第13条第7項ただし書の規定を準用するコンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第5条第2項						ニ. 関税定率法第13条第7項ただし書の規定を準用するコンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第5条第2項					
輸入許可 税 関	輸入許可 年 月 日	輸入許可書 等 の 番 号	品 名 (免税コンテナ ーの場合には種 類 記号及び番号)	数 量	価 格	輸入許可 税 関	輸入許可 年 月 日	輸入許可書 等 の 番 号	品 名 (免税コンテナ ーの場合には種 類 記号及び番号)	数 量	価 格
亡失した年 月日及び場 所						亡失した年 月日及び場 所					
亡失した理 由						亡失した理 由					
備 考						備 考					
(注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。 2. この届出書は、2通提出して下さい。 3. この届出書には、亡失地所轄警察官署等の亡失の事実を証明した書類を添付して下さい。 4. ※印の欄は、該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。						(注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。 2. この届出書は、2通提出して下さい。 3. この届出書には、亡失地所轄警察官署等の亡失の事実を証明した書類を添付して下さい。 4. ※印の欄は、該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。					
(規格A4)						(規格A4)					

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>税関様式T第1700号</p> <p>輸入禁制品該当通知書 Notice of Prohibited Imports</p> <p>平成 年 月 日 Date:</p> <p>該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p>_____ 殿 To (住所) (Address)</p> <p style="text-align: right;">〇〇税関長 印 Director of the Customs 税関支署長 印 Director of the Branch Customs</p> <p>貴殿が輸入しようとした下記1及び2に掲げる物品は、下記3の理由により、関税率法第21条第1項第7号・第8号に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 21 of the Customs Tariff Law that the importation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-7-8 of the same article.</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 品名 Description:</p> <p>2. 数量 Quantity:</p> <p>3. 理由 Reasons for applying Items 1-7-8, Article 21 of the Customs Tariff Law: (備考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。</p> <p>(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs. (所在地、電話番号及び税関名(部門名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>	<p>税関様式T第1700号</p> <p>輸入禁制品該当通知書 Notice of Prohibited Imports</p> <p>平成 年 月 日 Date:</p> <p>該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p>_____ 殿 To (住所) (Address)</p> <p style="text-align: right;">〇〇税関長 印 Director of the Customs 税関支署長 印 Director of the Branch Customs</p> <p>貴殿が輸入しようとした下記1及び2に掲げる物品は、下記3の理由により、関税率法第21条第1項第4号に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。なお、この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に〇〇税関長に対して意義申立てをすることができます。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 21 of the Customs Tariff Law that the importation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-4 of the same article.</p> <p>In case you are not satisfied with this Notice, you are entitled to file a protest with the Director of _____ Customs within two months from the day following the date of acknowledgement of this Notice.</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 品名 Description:</p> <p>2. 数量 Quantity:</p> <p>3. 理由 Reasons for applying Items 1-4, Article 21 of the Customs Tariff Law: (備考) 1. 希望する場合は該当物品を見ることができますので、次の連絡先へご紹介下さい。 2. 本通知書については、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入のうえ、次あて送付して下さい。</p> <p>(Remark) 1. You can look at the article(s). If you wish to look, please contact the undermentioned customs. 2. If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs. (所在地、電話番号及び税関名(部門名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>税関様式7第1710号</p> <p>外国郵便物輸入禁制品該当通知書 Notice of Prohibited Articles Contained In Parcel Post from Abroad</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 Date: 該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p>To _____ 印 (住所) (Address)</p> <p style="text-align: right;">〇〇税関長 (又は税関支署長) 印 Director of Customs</p> <p>貴殿あて外国郵便物が下記のとおり到着しましたが、当該郵便物中に包有されている下記4及び5に掲げる物品は、下記6の理由により、関税法第21条第1項第7号・第8号に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 21 of the Customs Tariff Law, that the importation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel from abroad and addressed to you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall under the provisions of Item 1-7, 8 of the same article.</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 郵便物番号 Parcel post No.</p> <p>2 差出国 Country from which sent:</p> <p>3 差出人住所氏名 Name and Address of sender:</p> <p>4 品名 Description:</p> <p>5 数量 Quantity:</p> <p>6 理由 Reasons for applying Item 1-7, 8, Article 21 of the Customs Tariff Law:</p> <p>(備考) 本通知について異議がなく、当該物品を放棄される場合は、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入し印のうえ、次あて送付して下さい。</p> <p>(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the declaration for abandonment of articles, enclosed herewith, to the undermentioned customs. (所在地、電話番号及び税関名(外郵出張所名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p>税関様式T第1710号</p> <p>外国郵便物輸入禁制品該当通知書 Notice of Prohibited Articles Contained in Parcel Post from Abroad</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 Date: 該当通知書番号第 号 Notice No.</p> <p>To _____ 印 (住所) (Address)</p> <p style="text-align: right;">〇〇税関長 (又は税関支署長) 印 Director of Customs</p> <p>貴殿あて外国郵便物が下記のとおり到着しましたが、当該郵便物中に包有されている下記4及び5に掲げる物品は、下記6の理由により、関税法第21条第1項第4号に該当すると認められますので、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>なお、この通知について不服があるときは、この通知があったちを知った日の翌日から起算して2月以内に〇〇税関長に対し異議申立てをすることができます。</p> <p>You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 21 of the Customs Tariff Law, that the importation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel from abroad and addressed to you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall under the provisions of Item 1-4 of the same article.</p> <p>In case you are not satisfied with this Notice, you are entitled to file a protest with the Director of Customs within two months from the day following the date of acknowledgement of this Notice.</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 郵便物 Parcel post No.</p> <p>2 差出国 Country from which sent:</p> <p>3 差出人住所氏名 Name and Address of sender:</p> <p>4 品名 Description:</p> <p>5 数量 Quantity:</p> <p>6 理由 Reasons for applying Item 1-4, Article 21 of the Customs Tariff Law:</p> <p>(備考) 1. 希望する場合は当該物品を見ることができますので、次の連絡先へご照会下さい。 2. 本通知について、異議がなく、当該物品を放棄される場合は、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入のうえ、次あて送付して下さい。</p> <p>(Remark) 1. You can look at the article(s). If you wish to look, please contact the undermentioned customs. 2. If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles enclosed herewith to the undermentioned customs. (所在地、電話番号及び税関名(外郵出張所名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1720号

知的財産権侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

平成 年 月 日
認定依頼 第 号
(認定依頼番号)

〇〇〇知的財産調査官 殿
(知的財産担当官)

発見部門の長(官職)
(氏名)

印

下記の物品は、関税定率法第21条第1項第9号に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸入申告(税関提示)年月日	平成 年 月 日	
輸入申告(郵便物)番号		
発見年月日	平成 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名あて人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格A4)

税関様式T第1720号

知的財産権侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

平成 年 月 日
認定依頼 第 号
(認定依頼番号)

〇〇〇知的財産調査官 殿
(知的財産担当官)

発見部門の長(官職)
(氏名)

印

下記の物品は、関税定率法第21条第1項第5号に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸入申告(税関提示)年月日	平成 年 月 日	
輸入申告(郵便物)番号		
発見年月日	平成 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名あて人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1740号

知的財産権侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報番番号)

郵便局長 殿

〇〇外郵便所長

印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税定率法第21条第1項第9号に該当する貨物と思料するため、認定手続きを執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 特殊、	小包(船便、航空)、 EMS
3. 名あて人	(住所)	
	(氏名)	
4. 差出人	(住所)	
	(氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格A4)

税関様式T第1740号

知的財産権侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報番番号)

郵便局長 殿

〇〇外郵便所長

印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税定率法第21条第1項第9号に該当する貨物と思料するため、認定手続きを執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空)、 特殊、	小包(船便、航空)、 EMS、
3. 名あて人	(住所)	
	(氏名)	
4. 差出人	(住所)	
	(氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1750号

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税定率法第21条第1項第9号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 権利の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成	年	月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第9号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

税関様式T第1750号

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税定率法第21条第1項第5号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 権利の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成	年	月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第5号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>(税関様式T第1750号：裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 <ol style="list-style-type: none"> 業として輸入されるものでないものである場合 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 商標権に係る並行輸入品である場合 その他、知的財産権侵害物品に該当しない場合 本通知に係る貨物が知的財産権侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。 なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 <ol style="list-style-type: none"> 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員との立会いの下に行うことができます。 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 当該貨物に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。) 	<p>(税関様式T第1750号：裏面)</p> <p>本通知に係る貨物の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。 <ol style="list-style-type: none"> 業として輸入されるものでないものである場合 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合 商標権に係る並行輸入品である場合 その他、知的財産権を侵害していないものである場合 本通知に係る貨物が知的財産権侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。 なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。 <ol style="list-style-type: none"> 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員との立会いの下に行うことができます。 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。 当該貨物に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。 当該貨物を任意放棄することができます。 (具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																												
<p>税関様式T第1760号</p> <p>認定手続開始通知書(名あて人用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知番番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">(税関官署の長) 印</p> <p>貴殿宛到着した国際郵便物は関税定率法第21条第1項第9号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">1. 郵便物番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2. 郵便物の種類</td> <td colspan="2">通常、小包、特殊、EMS、</td> </tr> <tr> <td>3. 差出人(住所)(氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4. 税関検査提示日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>5. 疑義貨物</td> <td style="text-align: center;">品 名</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> <tr> <td>6. 権利者の氏名又は名称及び住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7. 権利の内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>8. 認定手続を執る理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>9. 輸入差止申立て</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">有 無</td> </tr> <tr> <td>10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第9号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]</p> <p>2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。</p> <p>3. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。</p> <p>【連絡先】 : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	1. 郵便物番号			2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、		3. 差出人(住所)(氏名)			4. 税関検査提示日	平成 年 月 日		5. 疑義貨物	品 名	数 量	6. 権利者の氏名又は名称及び住所			7. 権利の内容			8. 認定手続を執る理由			9. 輸入差止申立て	有 無		10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日		<p>税関様式T第1760号</p> <p>認定手続開始通知書(名あて人用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 開始通知 第 号 (開始通知番番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">(税関官署の長) 印</p> <p>貴殿宛到着した国際郵便物は関税定率法第21条第1項第5号に掲げる輸入禁制品に該当すると思料するので、同条第4項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">1. 郵便物番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2. 郵便物の種類</td> <td colspan="2">通常、小包、特殊、EMS、</td> </tr> <tr> <td>3. 差出人(住所)(氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4. 税関検査提示日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>5. 疑義貨物</td> <td style="text-align: center;">品 名</td> <td style="text-align: center;">数 量</td> </tr> <tr> <td>6. 権利者の氏名又は名称及び住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7. 権利の内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>8. 認定手続を執る理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>9. 輸入差止申立て</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">有 無</td> </tr> <tr> <td>10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税定率法第21条第1項第5号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。)[注：裏面参照]</p> <p>2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。</p> <p>3. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税定率法第21条の5第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。</p> <p>【連絡先】 : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	1. 郵便物番号			2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、		3. 差出人(住所)(氏名)			4. 税関検査提示日	平成 年 月 日		5. 疑義貨物	品 名	数 量	6. 権利者の氏名又は名称及び住所			7. 権利の内容			8. 認定手続を執る理由			9. 輸入差止申立て	有 無		10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	
1. 郵便物番号																																																													
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、																																																												
3. 差出人(住所)(氏名)																																																													
4. 税関検査提示日	平成 年 月 日																																																												
5. 疑義貨物	品 名	数 量																																																											
6. 権利者の氏名又は名称及び住所																																																													
7. 権利の内容																																																													
8. 認定手続を執る理由																																																													
9. 輸入差止申立て	有 無																																																												
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日																																																												
1. 郵便物番号																																																													
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、																																																												
3. 差出人(住所)(氏名)																																																													
4. 税関検査提示日	平成 年 月 日																																																												
5. 疑義貨物	品 名	数 量																																																											
6. 権利者の氏名又は名称及び住所																																																													
7. 権利の内容																																																													
8. 認定手続を執る理由																																																													
9. 輸入差止申立て	有 無																																																												
10. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日																																																												

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

(税関様式T第1760号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産権侵害物品に該当しない場合
3. 本通知に係る貨物が知的財産権侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)

(税関様式T第1760号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税定率法第21条第8項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産権を侵害していないものである場合
3. 本通知に係る貨物が知的財産権侵害物品と認定されますと、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的手続については表面の連絡先へご照会ください。)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1770号

税関様式T第1770号

認定手続開始通知書(権利者用)

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

殿

(税関官署の長)

印

(税関官署の長)

印

輸入申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税定率法第21条第1項第9号の輸入禁制品に該当すると思料する貨物が発見されましたので同条第4項の規定により通知します。

輸入申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税定率法第21条第1項第5号の輸入禁制品に該当すると思料する貨物が発見されましたので同条第4項の規定により通知します。

1. 疑義貨物	品名	数量
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人(送出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 権利の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入禁止申立て	有 無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

1. 疑義貨物	品名	数量
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人(送出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 権利の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入禁止申立て	有 無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
2. 上記7の「輸入禁止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記7の「輸入禁止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税定率法第21条の4第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税定率法第21条第10項の規定により禁止されています。

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入禁制品に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
2. 上記7の「輸入禁止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記7の「輸入禁止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る権利の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税定率法第21条の4第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税定率法第21条第10項の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第1800号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (輸入者用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に 該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。</p> <p>④ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。</p> </div> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第1800号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (輸入者用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので関税定率法第21条第8項の規定により通知します。</p> <p>この通知について不服があるときは、関税法第89条の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して、2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てを行うことができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第5号に掲げる物品に 該当する・該当しない</p> <p>2. 理由</p> <p>3. 留意事項</p> <p>(1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から④の処理を行うことができます。</p> <p>(2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から④のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。</p> <p>② 当該物品に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。</p> <p>③ 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。</p> <p>④ 当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせして下さい。</p> </div> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1810号

認定通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知番番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から③の処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 当該物品に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。
- ② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。
- ③ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」(税関様式C第5380号)の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

税関様式T第1810号

認定通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知番番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので関税定率法第21条第8項の規定により通知します。

この通知について不服があるときは、関税法第89条の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して、2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てを行うことができます。

記

1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第5号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から③の処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税定率法第21条第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 当該物品に係る知的財産権の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。
- ② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。
- ③ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」(税関様式C第5380号)の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第1820号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (権利者用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に 該当する・該当しない。</p> <p>2. 理由</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第1820号</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (権利者用)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 認定通知第 号 (認定通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税定率法第21条第8項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 認定結果 関税定率法第21条第1項第5号に掲げる物品に 該当する・該当しない</p> <p>2. 理由</p> <p>[連絡先] : (税関官署名) (住所) (電話番号) (担当者の官職及び氏名)</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第1833号</p> <p style="text-align: center;">裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(税関官署の長) 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">申請者(権利者) 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 住所</p> <p style="margin-left: 200px;">申請者(輸入者等) 氏名(名称及び代表者の氏名) 印 住所</p> <p>平成 年 月 日付開始通知第 号に係る疑難貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所 2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日 3. 裁判外紛争解決手続の終了予定日 4. その他参考となるべき事項 <p>(注1) この申請書は権利者と輸入者等が連名で提出してください。 (注2) この申請書は、3部提出してください。 (注3) この申請により関稅定率法第21条の5の規定(認定手続を取りやめることの求め等)の適用がなくなるものではありません。</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1840号

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
認定通報第 号
(認定通報番番号)

郵便局長 殿

〇〇外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税率法第21条第1項第9号物品（輸入禁制品）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴局における輸入禁制品に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送) 処理されました。	日付印

(規格A4)

税関様式T第1840号

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
認定通報第 号
(認定通報番番号)

郵便局長 殿

〇〇外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税率法第21条第1項第5号物品（輸入禁制品）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴局における輸入禁制品に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃却、返却、国外転送) 処理されました。	日付印

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: right;">税関様式T第1850号</p> <p style="text-align: center;">関税定率法第21条第1項第9号該当物品没収通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 没収通知第 号 (没収通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>住所 (連絡先)</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、没収します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 品名</p> <p>2. 数量</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: right;">税関様式T第1850号</p> <p style="text-align: center;">関税定率法第21条第1項第5号該当物品没収通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 没収通知第 号 (没収通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>住所 (連絡先)</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第5号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、没収します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、関税法第89条の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して、2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てを行うことができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 品名</p> <p>2. 数量</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第1860号</p> <p style="text-align: center;">関税定率法第21条第1項第9号該当物品積戻命令書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 積戻命令通知第 号 (積戻命令書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>住所 (連絡先)</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第9号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、積戻しを命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 品名</p> <p>2. 数量</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第1860号</p> <p style="text-align: center;">関税定率法第21条第1項第5号該当物品積戻命令書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 積戻命令通知第 号 (積戻命令書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>住所 (連絡先)</p> <p style="text-align: center;">(税関官署の長) 印</p> <p>平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税定率法第21条第1項第5号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、積戻しを命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 品名</p> <p>2. 数量</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1870号-2

税関様式T第1870号-2

2. 輸入禁止申立てを行う侵害物品の品名等【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否：□可、□否】

※ ☆

4. ライセンス料の基礎となる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【非公表】

※

5. 輸入禁止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

6. その他参考となるべき事項【非公表】

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項 ☆

外国における権利設定状況 【公表】	
外国の権利者との関係 【公表の可否：□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徵(輸入価格(FOB 価格)を含む。) 【公表の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【公表の可否：□可、□否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ラ イセンシー、製造工場のリ スト等) 【非公表】	

2. 輸入禁止申立てを行う侵害物品の品名等【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び真偽の識別ポイント【公表の可否：□可、□否】

※ ☆

4. ライセンス料の基礎となる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【非公表】

※

5. 輸入禁止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

6. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項 ☆

外国における権利設定状況 【公表】	
外国の権利者との関係 【公表の可否：□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徵(輸入価格を 含む。) 【公表の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【公表の可否：□可、□否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ラ イセンシー、製造工場のリ スト等) 【非公表】	

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1870号-3

- (3) その他の参考事項 ☆【公表の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)
- a. 輸入禁止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
 - b. 真正商品の製造価格
 - c. その他

7. 添付資料等☆

区 分	部 数
※ □ 権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類) ※ □ 上記謄本等の写し 【公表】	1 部
※ □ 侵害物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入禁止申立てに係る侵害物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否：□可、□否】	部
□ 輸入禁止申立てに係る侵害物品について、権利侵害を証する裁判所の判決若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部
□ 弁護士等が作成した輸入禁止申立てに係る侵害物品に関する鑑定書等 【非公表】	部
□ その他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否：□可、□否】	部

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
(1) 【公表】項目
原則として公表されます。
(2) 【非公表】項目
公表されません。
(3) 【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」にチェックをして下さい。
4. 「輸入禁止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. ☆印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

税関記入欄

(規格 A4)

税関様式T第1870号-3

- (3) その他の参考事項 ☆【公表の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a. 輸入禁止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b. 真正商品の製造価格 (輸入品にあつてはFOB価格)
- c. その他

7. 添付資料等☆

区 分	部 数
※ □ 権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) ※ □ 上記謄本等の写し 【公表】	1 部
※ □ 侵害物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入禁止申立てに係る侵害物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否：□可、□否】	部
□ 輸入禁止申立てに係る侵害物品について、権利侵害を証する裁判所の判決若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部
□ 弁護士等が作成した輸入禁止申立てに係る侵害物品に関する鑑定書 【非公表】	部
□ その他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否：□可、□否】	部

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
(1) 【公表】項目
原則として公表されます。
(2) 【非公表】項目
公表されません。
(3) 【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」にチェックをして下さい。
4. 「輸入禁止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. ☆印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
6. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

税関様式T第1890号

輸入差止申立て・更新不受理通知書

平成 年 月 日
不受理通知第 号
(申立て・更新不受理通知書番号)

記

〇〇 税関長 印

関税定率法第21条の2第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新(整理No. 一)について、下記の理由により受理しないので、同条第3項の規定により通知します。

記

理由

(規格A4)

税関様式T第1890号

輸入差止申立て・更新不受理通知書

平成 年 月 日
不受理通知第 号
(申立て・更新不受理通知書番号)

記

〇〇税関長 印

関税定率法第21条の2第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新(整理No. 一)について、下記の理由により受理しないので、同条第3項の規定により通知します。

なお、この通知について不服があるときは、関税法第89条の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して、2月以内に〇〇税関長に対して異議申立てを行うことができます。

記

理由

(規格A4)

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p style="text-align: center;">税関様式T第1910号</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立て・更新不受理通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 撤回通知第 号 (撤回通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">○○ 税関長 印</p> <p>関税定率法第21条の2第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新について、下記の理由により撤回しますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p style="text-align: center;">税関様式T第1910号</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立・更新受理撤回通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 撤回通知第 号 (撤回通知書番号)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">○○税関長 印</p> <p>関税定率法第21条の2第1項の規定に基づく、平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新について、下記理由により、撤回しますので通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、関税法第89条の規定により、この通知があったことを知った日の翌日から起算して、2月以内に○○税関長に対して異議申立てを行うことができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理由</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>